

被扶養者の要件確認に必要な主な書類(新たに要件が発生した場合)

◎は必ず提出 ○は該当するときに提出

扶養手当受給種別	提出書類及び添付書類											備考		
	被扶養者申告書	扶養の申立書	★1 得税証明書	非課税証明書	確定申告の写し	△年金通知書又は書又は	妹他の扶養申立義務書	在学証明書	★4 戸籍全部事項証明書の写し	★5 住民票(謄本)記載柄なし	東配収の所得可書類	確認で要件を備えた年月日が	雇用保険についての申立書	雇用保険受給者証の写し
	被扶養者													
有扶養手当担当者に住民票が提出されていることが前	出生	◎	◎						○	◎				
	結婚	○	○	○	◎				○		○	○	○	○
	○	○	○	○	○				○		○	○	○	○
	退職等	○	○	○	○	○	○		○		○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○			○		○	○	○	○
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
有扶養手当担当者に住民票が提出されていることが前	扶養替え	○	○	○	○	○			○		○	○		
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
有扶養手当担当者に住民票が提出されていることが前	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
無扶養手当担当者に住民票が提出されていることが前	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			
	○	○	○	○	○	○			○		○			

有 ①給与法上・所得税法上の扶養親族(扶養手当受給者)

②…所得税法上の扶養親族

無 …上記以外(提出書類等で不明な点は担当係に確認)

★1 見込み収入証明書(総給与所得1年間分)又は給与明細書(過去3ヶ月分(源泉徴収票・課税証明書は不可))の写し

★2 事業所得・不動産所得・農業所得・株の配当金所得等の申告書で、必要経費の申告がある場合はその收支内訳書(写し)が必要

(所得金額ではなく収入金額の確認の為)

★3 高等専門学生及び18歳以上で学生の場合は在学証明書が必要。学生証は不可です。

★4 被扶養者と組合員及び他の扶養義務者が記載されているものを提出(別居の家族や、姓が違う両親、兄弟を扶養する場合)

★5 国内居住者確認と同居を要する場合に、住民票が必要。住民票で統柄がわかれれば戸籍謄本などは不要※給与係に原本を提出していればコピーを提出

★6 収入有りの配偶者がいる場合

☆ (注)別居家族の場合は送金が確認できる書類の提出が必要(通帳のコピーの場合表面と送金金額がわかるページを写してください。1年分)

別居家族の送金の証明は、その被扶養者に年金等の収入がある場合その収入を上回る送金額(収入全体の3分1以上)であるか確認いたします。

手渡しの場合は、その引き出した組合員の通帳の写しを添付し、マーカー等で、わかるようにメモをつけてください。申出書に記載のみでは不可。

☆ 上記以外に該当する場合は個別にご相談ください。

☆ その他認定する事情に応じて他の提出書類が必要となる場合があります。(国外留学中の学生を扶養に入れたいなど)

★1★2(注): 認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の場合は180万円未満)
短時間勤務者の場合 被保険者の年間収入を上回らずとして組合員の年収によって生計を維持できる事が条件(健保加入時の要件同様、被保険者の収入の半分以下が望ましいが、その世帯の生計の状況を果たしていると認められる時もあるので担当者に確認してください。)

被扶養者の要件確認に必要な主な書類(人事異動に伴う場合)

(新規採用・国立大学法人等からの採用・他省庁からの出向)等

◎は必ず提出 ○は該当するときに提出

扶養手当受給種別	被扶養者	提出書類及び添付書類		被扶養者申告書	扶養の申立書	★所得・収入に関する証明書又は非課税證明書又は	確定申告の写し	遅延通知書(可)又は改定通知書(振)	申他の扶養義務者(兄弟姉妹)の	在学証明書	★戸籍全部事項証明書の写し	載住なし ★本(統柄記載ありマイナンバー記)	収配票偶者の写し可得書類関係(源泉徴)	被国民年金者住所変更届	備考
		扶養手当受給種別	扶養手当受給種別	扶養手当受給種別	扶養手当受給種別	扶養手当受給種別	扶養手当受給種別	扶養手当受給種別	扶養手当受給種別	扶養手当受給種別	扶養手当受給種別	扶養手当受給種別	扶養手当受給種別	扶養手当受給種別	
有(扶養手当担当者に住民票等が提出されていることが前提)	配偶者	収入なし	◎	◎		◎						○		○	
		収入あり	◎	◎	○	◎	○					○		○	
	子(18歳未満)		◎	◎								○	◎		
	子(18歳以~22歳)	収入なし	◎	◎		○				○		○	◎		所得証明書は前年に高校在学の場合は不要
		収入あり	◎	◎	○	◎	○			○		○	◎		
	父母	収入なし	◎	◎		◎			◎		※	○			
		収入あり	◎	◎	○	◎	○	○	◎		※	○			
		年金のみ	◎	◎		◎		◎	◎		※	○			
	有(扶養手当担当者に住民票等が提出されていることが前提)	配偶者	収入なし	◎	◎		◎				○	◎		○	
		収入あり	◎	◎	○	◎	○	○			○	◎		○	
		子(18歳未満)		◎	◎						○	◎	◎		
		子(18歳以上)	収入なし	◎	◎		○				○	○	○	○	統柄の記載があり、同居の場合は★5のみ 別居の場合は両方(★4、★5)必要
			収入あり	◎	◎	○	◎	○			○	○	○	○	
	父母	収入なし	◎	◎		◎			◎		◎	◎			
		収入あり	◎	◎	○	◎	○	○	◎		◎	◎			
		年金のみ	◎	◎		◎		◎	◎		◎	◎			
無	義父母子等		◎	◎	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

有 …給与法上・所得税法上の扶養親族(扶養手当受給者)

有 …所得税法上の扶養親族

無 …上記以外(提出書類等で不明な点は担当係に確認)

★1 見込み収入証明書(総給与所得1年間分)又は給与明細書(過去3ヶ月分(源泉徴収票・課税証明書は不可)の写し)

★2 事業所得・不動産所得・農業所得・株の配当金所得等の申告書で、必要経費の申告がある場合はその収支内訳書(写し)が必要
(所得金額ではなく収入金額の確認の為)

★3 高等専門学生及び18歳以上で学生の場合は在学証明書が必要。学生証は不可です。

★4 被扶養者と組合員及び他の扶養義務者が記載されているものを提出(別居の家族や、姓が違う両親、兄弟を扶養する場合)

★5 国内居住者確認と同居を要する場合に、住民票が必要。住民票で統柄がわかれれば戸籍謄本などは不要※給与係に原本を提出していればコピーを提出

★6 収入有りの配偶者がいる場合

☆ (注)別居家族の場合は送金が確認できる書類の提出が必要(通帳のコピーの場合表面と送金金額がわかるページを写してください。1年分)

別居家族の送金の証明は、その被扶養者に年金等の収入がある場合その収入を上回る送金額(収入全体の3分1以上)であるか確認いたします。

手渡しの場合は、その引き出した組合員の通帳の写しを添付し、マーカー等で、わかるようにメモをつけてください。申出書に記載のみでは不可です。

★1★2★3については、採用前の職場に提出したものと同じであれば写しで可(新規採用者を除く)

※は国立大学法人等、他省庁から引き継いでの採用であれば、組合員原票で確認することでも可

☆ 上記以外に該当する場合は個別にご相談ください。

☆ その他認定する事情に応じて他の提出書類が必要となる場合があります。(国外留学中の学生を扶養に入れたいなど)